

地方公営企業の会計基準見直しに向けた作業進捗状況（平成25年3月末とりまとめ）

はじめに

- 総務省自治財政局公営企業課では、平成24年6月25日付の照会（24年6月照会）に続き、平成25年2月27日付にて、全国の公営企業を対象に、新会計基準への移行状況についての照会を実施（25年2月照会）。
- 25年2月照会では、24年6月照会で実施した各作業項目ごとの進捗状況に加えて、新たに、各項目の中でも対応に時間を要する項目や、判断を要する項目に限り、その対応内容を照会した。
- 平成26年度予算より適用される新会計基準への移行に支障ないか改めて判断する材料として、また、他の公営企業がどのような方針で対応したか参考とするため、活用いただきたい。

照会結果～進捗状況

①各作業項目ごとの進捗別（未着手・着手・完了別）企業数（別紙1）

- 24年6月照会と比較して、25年2月照会では、各項目で対応を完了したと答えた企業数が4倍程度に増加しており、各企業における取組みは着実に進展。
- 25年2月照会においても、8割以上の企業が総務省想定のスケジュール内での対応完了を計画。

②各作業項目ごとの進捗率比較（別紙2）

- 24年6月照会における計画と25年2月照会での実績を比較すると、多くの項目で実績は計画を下回っており、当初想定とおりに対応が進まない様子が推察できる。



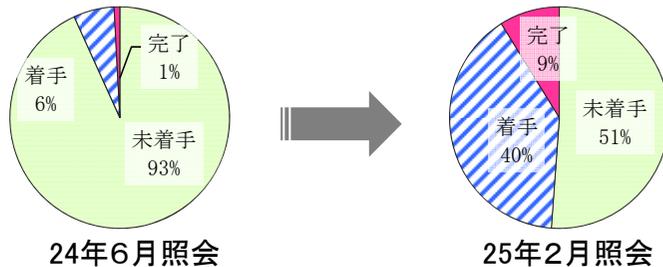
未着手と答えた作業項目のある公営企業においては速やかに着手いただきたい

照会結果～進捗状況

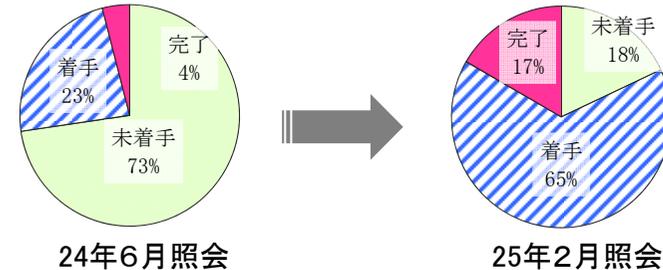
③対応に時間を要する作業項目及び判断を要する作業項目の進捗状況

➤ なかでも下記(1)から(6)は、対応に時間を要する項目及び判断を要する項目であり、着手したものの、完了した企業は限られている。

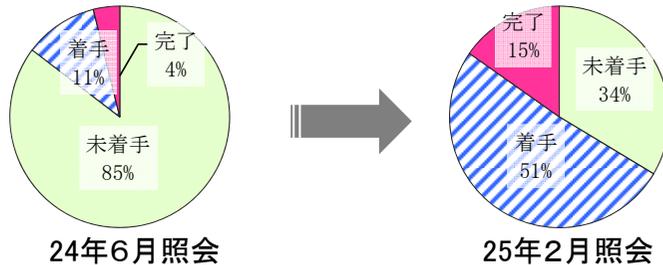
(1) 1-2【借入資本金制度の廃止】企業債償還に係る一般会計等負担額の調整



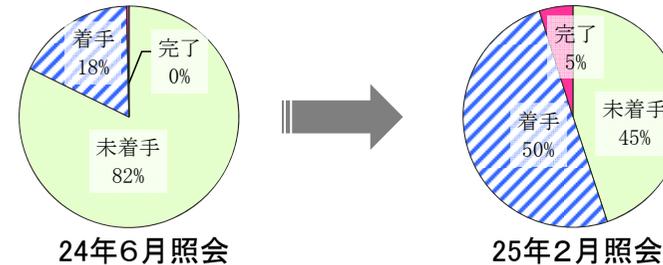
(2) 2-2【みなし償却制度の廃止】償却資産と補助金等との対応関係の把握



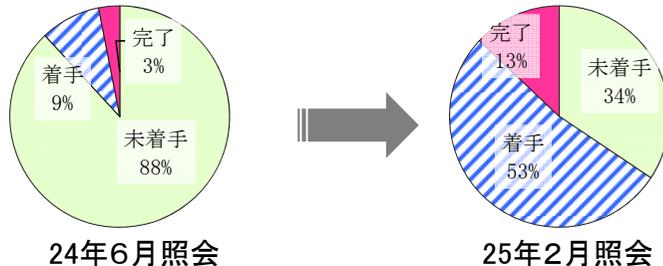
(3) 3-3【退職給付引当金】一般会計等との負担割合を調整



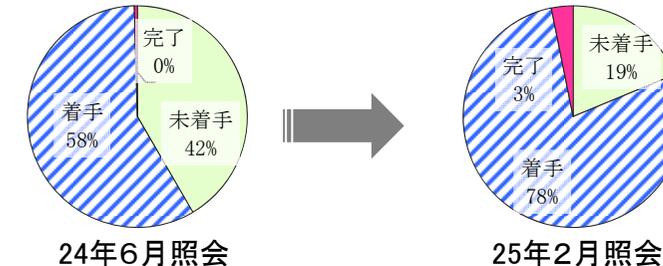
(4) 3-10【貸倒引当金】計上方法の決定及び債権管理方法の検討



(5) 8-1セグメント区分の表示



(6) 13-1職員の育成及び研修



➡ **第2回照会では(1)～(6)の具体的な対応状況について調査を実施**

照会結果～(1)から(6)についての対応内容

(1)【借入資本金制度の廃止】企業債償還に係る一般会計等との負担額の調整

- 「地方財政措置における一般会計負担割合により決定」とした企業が大部分。

(2)【みなし償却制度の廃止】償却資産と補助金等との対応関係の把握

- 償却資産と補助金等との対応関係は以下により行う。



STEP I 個別の償却資産と補助金等の対応関係を精査

(対応関係が把握できないものあり)

STEP II

(a) 国庫補助事業等の単位ごとに取得資産をグルーピングし総合償却を行う方法、
(b) 補助金を充てず取得したことが明らかな資産を除いた全体の資産を対象とした
按分等の方法、(c) その他合理的な方法にて整理

- STEP IIでの回答では、①補助金等を充てずに取得又は改良したことが明らかな資産を除いたうえで、対応関係が把握できない資産及び補助金等を、その取得、受入年度に区分したうえで、補助金等を、資産の総取得価額にしめる個別資産の取得価額等により按分するとした例が多かった。



(a)と(b)の考え方を取り入れた方法。合理性が認められる

- ②直近数期間の把握可能な償却資産と補助金等の対応関係を用いて、過去の対応関係が把握できない補助金等を整理するとした例も見受けられた。



過去数十年の対応関係を直近数期の対応関係で整理することの合理性があれば採用可能

- 以下の例については・・・

- ③施設の物理的規模(面積等)により整理するとした例
- ④償却資産は除却されたと整理するとした例



合理的であると説明できるか、
より合理的な方法はないか

照会結果～(1)から(6)についての対応内容

(3)【退職給付引当金】一般会計等との負担割合の調整

- (a)「各会計における在籍期間に応じて按分」とした企業が4割弱、(b)「職員が退職時に所属した会計が当該職員分全額を負担」とした企業が2割弱、(c)「その他」とした企業が4割強。
- (c)では、「一般会計が負担する」と答えた企業や「退職手当組合に対する負担金は負担するが、退職時に発生する特別負担金については一般会計が負担する」と答えた企業が多い。



当該公営企業の今後の経営のあり方をふまえて一般会計等の負担割合を検討することが望ましい

(4)【貸倒引当金】計上方法の決定及び債権管理方法の検討

- 対応は以下の3類型に区別できた。
 - ① 債権は区分せず、債権残高に直近3年から5年の貸倒実績率(債権残高に占める不納欠損の割合)を乗じて算定:5割弱
 - ② 発生から一定の期間を設定し、債権を当該期間内のものと当該期間を超過したものの2つに区分し、期間内のものについては債権残高に貸倒実績率を乗じることにより、期間を超過したものについては債権全額:3割弱
 - ③ 債権について、発生からの期間等により、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権の3つに区分。一般債権は貸倒実績率を乗じることにより、貸倒懸念債権については半額、破産更生債権については全額:2割弱



企業毎の実態に即して、合理的であると認められる基準を適切に設定いただきたい

照会結果～(1)から(6)についての対応内容

(5)セグメント区分の決定

- 決算統計と同様の事業別とした企業が多いが、中にはより細かく、総務省自治財政局公営企業課「地方公営企業会計制度の見直しについて」(平成24年1月)29頁記載の下表に従い区分するとした企業もあった。

事業名	事業単位の例
水道事業	事業別(水道事業、簡易水道事業)等
工業用水道事業	施設別等
交通事業	事業別(路面電車、バス、モノレール等)等
病院事業	施設別(病院別)等
下水道事業	事業別(公共下水道(雨水分、汚水分)、集落排水、浄化槽等)等

➡ 議会や住民への説明責任を果たす観点、企業経営の観点をふまえて、各公営企業の判断で、セグメント区分を適切に設定いただきたい

(6)職員の育成及び研修

- 他の公営企業の担当者及び一般会計の担当者と検討会を実施した企業が多い。

企業単独での対応から他部署を巻き込んだ取組みが広がっている。
➡ 単独での対応に不安ある公営企業は、他の公営企業や財政部局等との連携を強化し、見直し作業の円滑化を図っていただきたい

(参考)都道府県別集計

- 都道府県別の集計結果を(別紙3)及び(別紙4)に、事業別の集計結果を(別紙5)に紹介する。なお、各都道府県及び各業種の企業数は異なる点ご留意のうえ、参考としていただきたい。